### 則

る。 初任給、 昇格、 昇給等 0 基準 1. 12 関する規則 0 \_\_\_ 部を改正する規則をここに 公 布 す

八年三月二十九  $\exists$ 

玉県 人 事委員会委員 長 馬 隆 紀

## 埼玉県人事委員会規則七―九八

初任給、 昇格、 昇給等の基準に関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を改正す る 規

初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七

 $\mathcal{O}$ 一部を次のように改正する。

別表第七八の表中「	
30	
30	
31	
31	
30 31 31 32 32 33 33 34 34 35	
32	
33	
33	
34	
34	
35	
35	
36	
を	
20	
29 30	
30	
30	
31	
31	

改める。

別

表第七

ホ

 $\mathcal{O}$ 

表中

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64
を
61

62

62

62

に 改  $\otimes$ る。

第二条 次 中 初 級 任 別 標準職 昇格、 昇給等 務」 を Ø \_ 基準 級 別職務分 に 関す 類」 る規 に改 則  $\mathcal{O}$  $\hat{\mathcal{B}}$ る。 部を 次  $\mathcal{O}$ ように改正 す る。

する級別基準職務表 一条中  $\mathcal{O}$ 規定による職務 の基準となる  $\mathcal{O}$ 職 級 務とそ に 0 V の複 て  $\mathcal{O}$ 雑、 標準 的 木 な職務 難及 び 責  $\mathcal{O}$ 任 内 の度 容 が を 同 程 に |度の 規定

に改め、 第二条第八号中 同条第九号か 正 2ら第十 規  $\mathcal{O}$ 試 験 一号まで中 を 「採用 「競争試験」 試 験 に、 を 「競争試験」 「採用試験」 を 「採用 に改め 試

職務」

に

改

8

「第二章 級別標準職務」を 「第二章 級別職務分類」 に改める。

第三条を次

 $\mathcal{O}$ 

ように

改める。

級 別 職務 分類)

第三条 ーに お 0 職務 条 例 いて は、 第三条第三項に 「基準となる職務」 別 表第一に定め 規定する級別基準職務表 る級別 とい . う。 職務 分類表 とそ  $\mathcal{O}$ 複雑、  $\mathcal{O}$ 上欄 の基準となる職務 困難及 に掲 げ び る組織に 責任の (別 度が同 お 71 表第 て

同表の 中欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の下欄に定める職 の職務とす

第五条第二項 中 豆 規  $\mathcal{O}$ 試 験」を 「採用試験」に改 める。

第十三条第二項中 「正規  $\mathcal{O}$ 試験」を 「採用試験」に 改める。

第十四条第一 項第一号中 「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十九条第一項第二号中 「いる」を 「おり、 カュ つ、その者の勤務成績が 良好で

あることが明らかである」に改める。

第三十二条中

「人事委員会規則」を「委員会規則」

に

改める。

別表第一 級別職務: 分 類表 (第三条関係)

別表第一を次 のように改める。

行政職給料表級 別職務分類表

-		
組織	職務の級	า戦
知事部局	二級	専門員
議会事務局	三	司
選挙管理委員会	系	
監査事務局		講師
人事委員会事务司		地域機関の課長
分割妥員公事務局		主任職業訓練指導員
又 月 妥 員 公 事 務 局		助教授
<b>收月</b>		工事検査員
		監査員
		主任専門員
	四級	困難な業務を分掌する協同組合検査員
		困難な業務を分掌する講師
		困難な業務を分掌する地域機関の課長
		困難な業務を分掌する主任職業訓練指導
		員
		困難な業務を分掌する助教授
		困難な業務を分掌する工事検査員
		困難な業務を分掌する監査員
	五級	主任協同組合検査員
		主任講師
		科長

六級 副支所長 地域機関 ポー 職業訓 副書記長 副主 部 及 セン 出納 副報道長 副室長 調整幹 主任 教授 次長 セン 農業革新支援部長 地域機関  $\mathcal{O}$ 地域機関の 主席講師 副校 支所長(自動車税事務所大宮支所及 主席県民相談員 本庁 収 主任監査員 施工監理主幹 教務主幹 部及び社会復帰部並びに農林振興センター 主席監査員 地域調整幹 の部長を除く。 用 部 審査幹 タ 席工事検査員 長に限る。 び社会復帰部並びに農林振興センター ター、精神保健福祉セ  $\mathcal{O}$ 委員会事務 工事検査員 卜 (園) 練主幹 センター 一、精神保健福祉セ 副 所長  $\mathcal{O}$ の総務部長 長 部長 (総合リ 部長 (総合 局 の支所長を除く。 副 事務局長 リハ ハ ン ン ビ ピ リテ タ リテ タ -管理業務 ーシ 管理業務 シ び 3 パ  $\exists$ ス

	七 級			
地域防災幹 地域機関の室長 地域機関の室長 地域機関の室長 地域機関の室長 地域機関の室長 地域機関の室長に限る。)	成 参 席 機 術 政 策 合 庁 5 事 協 対 評 監 幹 調 の 6 同 策 価 察 整 所	困難な業務を分掌する収用委員会事務局困難な業務を分掌する主任監査員困難な業務を分掌する主任監査員	センター管理業務部及び に農林振興センターの部 な業務を分掌する散業訓 な業務を分掌する職業訓 な業務を分掌する職業訓	合リハビリテーションセンター、精神保健 困難な業務を分掌する主任講師 困難な業務を分掌する主任講師

九 級														 八 級											
IT統括幹	困難な業務を所掌する書記長議会事務局副事務局長センター長に限る。)	副センター長(産業技術総合センターの副地域機関の局長	<ul><li>域事</li><li>機</li><li>関</li></ul>	用労働局	食品安全局長少子化対策局長	地域包括ケア局長	スポーツ局長	契約局長	税務局長	困難な業務を所掌する行政監察幹	地域政策局長	改革政策局長	困難な業務を所掌する総合調整幹	報道長	収用委員会事務局長	労働委員会事務局副事務局長	人事委員会事務局副事務局長	監查事務局副事務局長	書記長	議会事務局室長	主席工事検査員	総合技術幹	技術指導幹	産業技術情報幹	センター長に限る。)

			教育委員会		
		三	殺	十 級	
高度の知識又は経験を必要とする司書技師。高度の知識又は経験を必要とする学校保健主事を	指導主事 社会教育主事 主任学芸員 主任学芸員 事務長 事務長 事務長	管理主事 管理主事 管理主事	学芸員	議会事務局長 を計管理者 を計管理者 を計管理者	特に重要な業務を所掌する参事 東京事務所長 監査事務局長 監査事務局長

				警察本部																	
五 級	級	級	殺	級	十 級	九 級	八 級													七級	
課(室、隊、校)長補佐	困難な業務を分掌する係長相当困難な業務を分掌する専門員	係長専門員	高度の知識又は経験を必要とする警察技師高度の知識又は経験を必要とする警察主事	警察技師警察主事	極めて重要な業務を所掌する参事副教育長	特に重要な業務を所掌する参事	総合企画長	学校の事	術館の副館長に限る。	副館長(図書館、歴史と民俗の博物館及び	企画幹	支所長主席管理主事	副参事	主席社会教育主事	主席指導主事	管理主幹	教育指導幹	学校評価幹	学校管理幹	報道幹	困難な業務を分掌する事務室長困難な業務を分掌する事務部長

備考 この表に定めるもののに	九 級			八級							七級										六級			
ほか、基準となる職務のうち七級から十級まで	特に重要な業務を所掌する参事	理事官	参事	財務局長	附置機関の長	主席専門官	主席指導官	主席調査官	総括調査官	管理官	主席師範	特に困難な業務を分掌する専門員	困難な業務を分掌する警察署の課長	困難な業務を分掌する補佐官	補佐	困難な業務を分掌する課(室、隊、校)長	術科教養部長	次席	専門官	指導官	調査官	警察署の課長	困難な業務を分掌する専門員	1

会 計 ま ŧ 5 れぞれその 2 ては 八 で  $\mathcal{O}$ 管理者付 級  $\mathcal{O}$ 校付、 Ł それぞれ相当する のにそれぞれ相 複雑、 場にあつては場はいものにそれぞれお 及 び教育委員会 困難及 当する課 び 部 責任の 場付) 付 付)の間 の職務、 0 所 度が 付 付 Ś 職る新知  $\mathcal{O}$ 知事部 職務、 基準とな 同程度の職務とする。 は、事部 部  $\sum_{}$ 局 局 基 れの 準  $\mathcal{O}$ る ら城 となる 本庁 職務 機 基準となる職務とそ  $\mathcal{O}$ のうち三級か 所付、 関 職  $\mathcal{O}$ 務 ただし、 所付  $\mathcal{O}$ うち三級 知事 校校 部 5 警察 に 局 七 あか の級  $\mathcal{O}$ 

学校付 まで 本部の 難及び責任の度が同程度の職務とする。 £ 当する署付の職務は、こ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ こそれぞれ 職員の の職務、 ŧ のにそれぞれ 職務にあ 基準となる職 相当する部 相当する課付、 つて は、 れらの基準となる職務とそれぞれその複雑 付 務  $\mathcal{O}$ 職務、 のうち 基準となる職務のうち六 一級か 室付、 基準となる職務の 2ら六級まで 所 付 隊 付 うち 級  $\mathcal{O}$ 方面本部: ŧ カュ ら九級  $\mathcal{O}$ の複雑、困めにそれぞれ 級 か ら七級 まで

### 口 公安職給料表級別職務分類表

				警察本部	組織
八級	七 級	六級	五 級	四 級	職務の級
室(所、隊)長	特に困難な業務を分掌する専門員 特に困難な業務を分掌する課長代理 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する補佐官	相当困難な業務を分掌する主査 相当困難な業務を分掌する実(隊、校)長相当困難な業務を分掌する補佐官 相当困難な業務を分掌する課長代理 困難な業務を分掌する専門員	室(隊、校)長補佐室(隊、校)長補佐官	主査	職

三		組織職	ハ 研究職給料表級別職	難及び責任の度が同程	をが暑けつのものにそ	ものにそれぞれ相当	備考 この表に定めるも				九													
級	級	務の級	1	が同程度の	`相	ヨする部	ののほ				級													
主任專門員主任專門員	専門員	職		職務とする。	うの基準による機務に対していたの優維、る課付、室付、所付、隊付、方面本部付、	付の職務、基準となる職務のうち一級から八級	か、基準となる職務のうち七級から九級までの	校長	方面本部長	運転免許本部長	組織犯罪対策局長	附置機関の長	初任教養部長	副校長	主席専門官	主席指導官	主席調査官	総括調査官	副本部長	副部長	管理官	訟務官	聴聞官	監察官

			警察本部			
四 級	三 級	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	級	五級		四級
専門官 特理官	う主任研究員専門研究員専門研究員科長	究員相当高度の知識又は経験を必要とする研主任研究員	研究員	研究所長	研究を行う主任研究員 ・ 地域機関の副所長 ・ 地域機関の副所長 ・ 地域機関の副室長 ・ 地域保健企画室長 ・ ・ 事業化支援室長 ・ 事業化支援室長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地域機関の室長

研究を行う専門員 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な

備考 務は、 同程度の職務とする。 察本部にあつては一級から五級まで)のものにそれぞれ相当する所付の職 この表に定めるもの これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、  $\mathcal{O}$ ほ か、基準となる職務のうち三級から五級まで(警 困難及び責任の度が

# 二 医療職給料表(一)級別職務分類表

組織	職務の級	職
知事部局	級	医員
	二級	医幹
		地域機関の副部長
		科長
		医長
		地域機関の室長
		主査
	三級	課長
		副参事
		地域機関の副局長
		副センター長 (精神保健福祉センター
		センター長に限る。)
		地域機関の副所長
		副課長
		地域機関の部長
		医療安全管理幹
		地域保健企画室長
		精度管理室長
		感染症検査室長
		食品微生物検査室長
		化学検査室長
		極めて高度の知識経験に基づき特に困難な
		医療業務を行う医幹

				四級
地域機関の局長	ンターの副センター長に限る。)	副センター長(総合リハビリテーションセ	参事	副部長

備考 困難及び責任 れ相当する課付の職務は、 相当する所付の職務、基準となる職務のうち二級及び三級のも る部付の職務、 この表に定めるもの の度が同程度の職務とする。 基準となる職務のうち二級から四級までの のほ これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、 か、基準となる職務のうち四級 ŧ 0 のにそれぞれ Ł のにそれぞ のに相当す

ホ 医療職給料表  $\stackrel{\frown}{=}$ 級別職務分類表

	警察本部		教育委員会												知事部局	組織
級	級	級	三級	七級					六級				五級	四級	三級	職務の級
相当高度の知識又は経験を必要とする警	警察技師	主任専門員	専門員	北部支所長	支所長	次長	地域機関の部長	技師長	主幹	地域機関の課長	科長	副技師長	主査	主任専門員	専門員	職

こそれぞれ相当する課寸及び折寸の職务は、備考 この表に定めるもののほか、基準となる噂	五級	三級高度の	察技師
の厳务は、これらの基準となる職務と準となる職務のうち五級及び六級のも		知識又は経験を必要とする警察技	

務とそれぞれその複雑、困めのにそれぞれ相当する隊 本部 れぞれその複雑、 の職員の職務にあ 困難及び つては、 困難及び責任の変 責任 及び学校付の職務は基準となる職務の  $\mathcal{O}$ 度 が 同程度の 度が同程度の職務とする。 職務は、 のうち 職務とする。 これ たの基準 で、一級から五級までの とそ の

### 医療職給料表 (三) 級別職務分類表

組織	職務の級	職
知事部局	三級	専門員主任専門員
	級	主查
	2	
	五 級	困難な業務を行う主査主幹
	六級	困難な業務を行う主幹
教育委員会	三級	主任専門員
		専門員
	級	主査
	五級	主幹
		困難な業務を行う主査
	六級	困難な業務を行う主幹
警察本部	二級	相当高度の知識又は経験を必要とする警察
		技師

	五級	四級	三級
主査	困難な業務を行う係長	係長	高度の知識又は経験を必要とする警察技師

れ ŧ その ぞ 部 そ  $\mathcal{O}$ れ に  $\mathcal{O}$ れ  $\mathcal{O}$ そ そ ぞ 表 雑 れ 員  $\mathcal{O}$ ħ に ぞ 相 定  $\mathcal{O}$ 木 雑 れ 職 当  $\emptyset$ 難及 相当 務 す る る課付 に 木 ŧ 難及 び す あ  $\mathcal{O}$ 責任 る 0  $\mathcal{O}$ て び 及 課 ほ 責任 は、 付 び  $\mathcal{O}$ カュ 度が  $\mathcal{O}$ 所 職 基準  $\mathcal{O}$ 基 付 同 務 度  $\mathcal{O}$ 程度 は、 職 と が と 務 な 同 な  $\subseteq$ 程  $\mathcal{O}$ は る る 職 れ 度 職 務 5 務  $\mathcal{O}$ 務 とする。  $\mathcal{O}$ 職  $\mathcal{O}$ れ  $\mathcal{O}$ 基準 うち 務 6 う とす 5  $\mathcal{O}$ لح 基 兀 な 級 る。 準 級 る カュ となる職 及 ただし 職務とそれ 5 び 五. 五 級 級 ま 務  $\mathcal{O}$ とそ で ŧ

別 表 第二中 「 正 規  $\mathcal{O}$ 試 験 \_ を 「採 用 試 験 に 改  $\otimes$ る。

程 又 別 別 は 表 表 薬 第 第三中 学若 五.  $\mathcal{O}$ 学 備 考 卒 < は 第  $\mathcal{O}$ 項 獣 兀 医学 号 中 中  $\neg$ に 中  $\neg$ 又 関 学 八は」を 校」 する課程 0) 「若し 下 (修業年 < は 義 に 限 務 教育学 兀 年 `  $\mathcal{O}$ 校 ŧ 課  $\mathcal{O}$ 程 を を \_ 限 加 る。 え を「課 る

别 表 六 中 正 規  $\mathcal{O}$ 試 験 を 「採 用 試 に 改  $\otimes$ る

附則

に

改

 $\otimes$ 

る

(施行期日等)

- 1  $\sum_{}$ 年  $\mathcal{O}$ 兀 月 則 は 日 カゝ 公 5 布 施  $\mathcal{O}$ 行 日 す カコ る 5 施 行 す る 0 た だ L 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 平 成
- 2 ら 下 適 第  $\neg$ 改 用 \_ 正 条 す 後 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 初 定 に 任 給 ょ 規 る 則 改 正 後 と  $\mathcal{O}$ 11 う 初 0 任  $\overline{\phantom{a}}$ 給  $\mathcal{O}$ 昇格、 規 定 は 昇 給 等 平成二十  $\mathcal{O}$ 基準 に関する規 七 年 四 月 \_\_ 則 日 以 か

(第 \_ 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 に 関 す る 経 過 措 置

3

ち 5 は 初 け 新 初 平 成 異 任 る た 号 に 正 改  $\mathcal{O}$ 正 後 料 + 日 則  $\mathcal{O}$ 格 七  $\mathcal{O}$ 調 表 お 年 لح 整  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ け 1 任 以 適 兀 初 給等 う。 給 任 る 外 用 月 給 号 規 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 受け 規 給 則 事 日 基 に 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 由 カュ 準 規 規  $\mathcal{O}$ 0 に る 5 E 定に 11  $^{\sim}$ 定 ょ 関 て 定 لح す に り  $\mathcal{O}$ 規 は と ょ そ る ょ 規 な 則 ょ る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 号 号 受 則 る 改 0 号 施 正 給 け た 給 後 以 が 職 行 に る とす 号  $\mathcal{O}$ 達 下 第 員  $\mathcal{O}$ 初 給 日 及  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 条 に び る 任 前 異 ŧ 項  $\mathcal{O}$ 昇 11 規 職 規 動 給 日  $\mathcal{O}$ ま 則 員 お 定 と  $\mathcal{O}$ 又 で す  $\mathcal{O}$ あ は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 る 復 0 間 定 当 職 る た に に 該 改 改 職 時 お 適 員 正 正 カュ 1 か 前 前  $\mathcal{O}$ 又 う わ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

を 別 お け 認 従 除 に る 前 埼 号  $\otimes$ 玉  $\mathcal{O}$ 例 県 れ  $\mathcal{O}$ 調 る  $\mathcal{O}$ 人 表  $\mathcal{O}$ ょ 職 う 事 整 5 委 員 以 適 る 行  $\subseteq$  $\mathcal{O}$ 員 外 用 前 슾 لح  $\mathcal{O}$ が 当 項 事 受  $\mathcal{O}$ 該 で  $\mathcal{O}$ 承 由 け 6 き 適 規 認 る 用 る 定 を ょ 成 又  $\mathcal{O}$ 得 n と 適 そ 7 لح は 号 異 用 な  $\mathcal{O}$ 受 動 を 給 0 受 を け た  $\mathcal{O}$ 日 け 決 る 月 定 号 る 員 職 す 及 お 員 る に び け 異 る لح  $\mathcal{L}$ ط 動 給 号  $\mathcal{O}$ ま 均 لح  $\mathcal{O}$ 又 衡 さ は あ れ 復 9 上 0 た 11 必 7 職 7 要 職 時 11 が る 員 は 等 あ 職 12 7 る 員 個 お な

(第二条の改正規定に関する経過措置)

5

た を 别 第 +で 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 異 施 職 改 + 号 給 t 第 前 日 施 に 務 正 九 与  $\mathcal{O}$ 日 行 カュ 後 号 لح す 分 に に 条 す に 日 行 5 関 引 る お 以 類  $\mathcal{O}$ ょ L 日  $\mathcal{O}$ 異 た 後 表 初 第 る す き 規 11  $\mathcal{O}$ 場 動 T に 任 改 る 前 続 定 そ 定 給 条 条 合 お 正 日 き が  $\mathcal{O}$ 第 あ  $\mathcal{O}$ け  $\otimes$ 後 例 に 施 に 同 昇  $\equiv$ 等 者 お 行 同 0 る る  $\mathcal{O}$ た 職 そ 格 項 職 日 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 職 に に 属  $\mathcal{O}$ 員 7 職 日 規 員 者 昇 部 そ お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 相 以 給 給 級 定  $\mathcal{O}$ 11 に 7  $\mathcal{O}$ を 者 て あ は 職 等 す 与 改 当 下 11 当 た る 正 す 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 当 関 す 該 7 職 職 基 級 属 る  $\mathcal{O}$ 職 は 務 該 務 準 別 す る す 職 項 員 職 に に 基 る 条 る  $\mathcal{O}$ を に 準 条 職 施 級 員 対 関 例 含 に お 行 が 応 す 職 例 務 適 ts.  $\overline{\phantom{a}}$ 当 平 施 る 務 7 用 す  $\mathcal{O}$ 日 規 表 昭 成 行 該 る 級 さ  $\mathcal{O}$ 以 れ 前 日 職 職 則 又 和 が 下 第 + 施 以 に 務 は 行 る 同 日 + $^{\sim}$ に 後 三 第 八 行 U あ  $\mathcal{O}$ 日 と 当 級 条 七 年 日 に る 埼 لح 該 給 間 に 条 年 لح 異 規 な 異 埼 玉 料 は  $\mathcal{O}$ お 1) 動 表 な 定 規 玉 県 る う あ が す 定 県 条 施 る 7 る 適 に 条 例 あ t る 用 ょ 例 第 0 日  $\mathcal{O}$ 級 員  $\mathcal{O}$